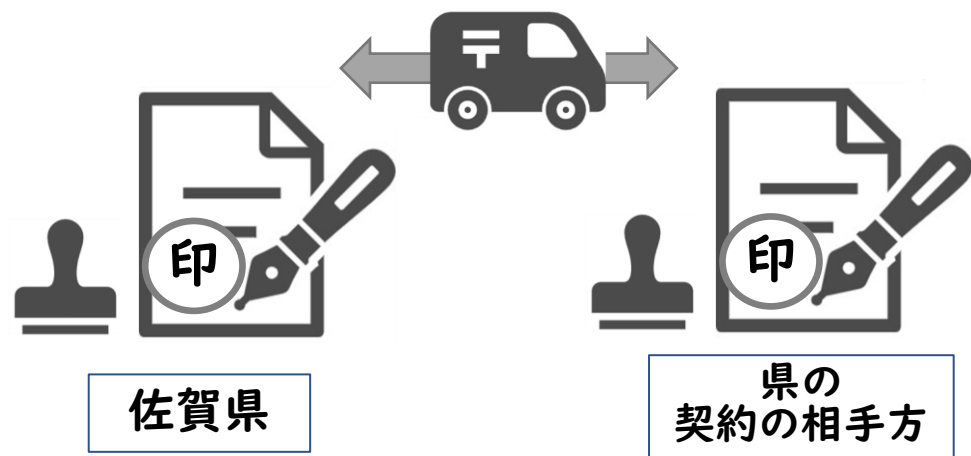
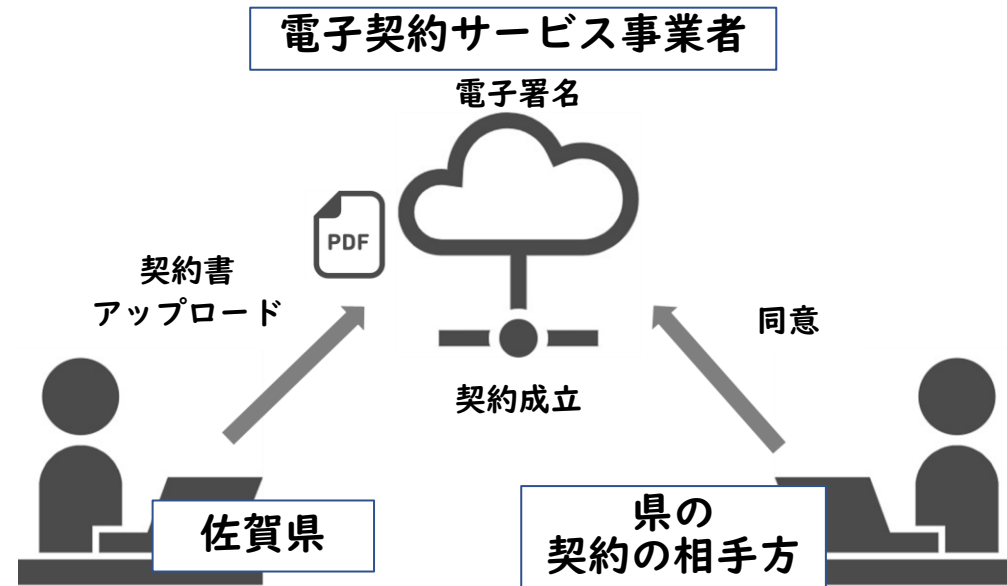


# (参考)「電子契約」…紙・押印、郵送・持参、保管スペースが不要に!

これまでの「紙と押印」による契約



クラウド上での「電子文書+電子署名」による契約



✓ 電子契約は、県・事業者双方に**メリット**があります

コスト  
低減

手続き  
高速化

業務  
効率化

※国において地方自治法の関係省令が改正され、自治体において、いわゆる「立会人型電子契約」の利用が可能になった（2021年1月29日施行）

# (参考)「デジタルイノベーションチャレンジ」

## 1. 目的

ポストコロナ時代を見据えたデジタル社会の構築に向けた行政のデジタル化等の推進に際し、民間企業等の先進的取組を実験するフィールドを県が提供し、民間等の「創意・工夫」と県行政実務に関する「知識・経験」を合わせることで、“デジタルイノベーション”を実現することを目的とする。

## 2. 期間

事例に応じ期間を設定

## 3. 効果等

- ・ 県は民間企業等の先進的取組を体験でき、民間企業等は県で効果等検証・実績を積むことができる
- ・ 取組（実証）の結果を踏まえ、県は「調達」など継続的な実施を判断する。

## 4. その他

原則として、県はフィールドの提供に必要な実費、民間企業等はソリューションの提供費用を負担

- ・ 電子署名・電子契約に関する共同研究を弁護士ドットコム及びGMOグローバルサイン・HDと実施予定（6月～予定）
- ・ 働き方改革をテーマとした共同研究ができないか調整中